

函館市町会備品設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会備品設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、町会等が実施する地域活動に必要な備品設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、町会等の自主的な活動を促進し、地域の連帯感の醸成、ひいては自治意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会等 函館市町会交付金の交付の対象となる団体および町会館を管理運営する団体で市長が認めるもの
- (2) 備品設備 原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品（消耗品（比較的短期間に消耗する物品または短期間に消耗しないが、その性質上、長期間使用に適しない物品）を除く。）
- (3) 整備 購入、設置または修繕（地域の祭りで使用するため町会等が所有している物品の修繕に限る。）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町会等が行う地域活動に直接必要な備品設備の整備に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満である事業

(2) 他の補助金またはこれに類する制度による助成を受けて実施する事業

(3) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、町会等が実施する地域活動に直接必要な備品設備の整備に要する経費とし、1品目あたり1万円以上で複数品目の組合せは可能とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 建築物（簡易物置を除く。）
- (2) 建物と実質一体とみなせるもの
- (3) 中古品
- (4) 乗用式の車両
- (5) 世帯内に設置されるもの
- (6) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）を予算の範囲内で交付するものとする。

（整備計画書の提出）

第7条 補助対象事業を実施しようとする町会等（以下「補助事業者」という。）は、当該補助対象事業を実施しようとする年度の前年度の市長の指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、既存の備品設備が故障したため、速やかに整備する必要があると市長が認める場合は、これらの書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 備品設備整備計画書（別記第1号様式）
- (2) 資金計画書（別記第2号様式）
- (3) 整備費の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金等交付申請書の提出期限)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項の補助金等交付申請書を備品設備の整備に着手しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、規則第13条第1項ただし書の規定による概算払とすることができる。この場合において、規則第10条の補助金等交付決定通知書で指示する交付予定時期は、備品設備の整備完了後とする。

(補助事業等実績報告書の提出期限等)

第10条 補助事業者は、規則第17条第1項の補助事業等実績報告書を補助対象事業が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

2 規則第17条第2項第3号に掲げる書類は、領収書または支払を証明する書類の写しとする。

(備品設備の管理)

第11条 補助事業者は、整備した備品設備を適正に管理しなければならない。

(再度の補助金の交付申請の制限)

第12条 備品設備の整備をした際にこの要綱に基づく補助金(第7条ただし書または次条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。)の交付を受けた町会等または一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業助成金の交付を受けた町会等は、当該補助金または助成金の交付を受けた年度を含む3年間は、この要綱に基づく補助金の交付を再度申請することができないものとする。

(町会館のWi-Fi設備整備に関する事業の特例)

第13条 令和5年度から令和9年度までの期間に補助対象事業のうち町会館(地域住民の自主的な活動に資するために町会が設置または賃借している建物であって、会議室、炊事場および便所を設けているものをいう。)のWi-Fi設備整備に関する事業(以下「町会館Wi-Fi設備整備事業」という。)を実施する場合におけるこの要綱の規

定の適用については、第4条第2項第1号中「10万円」とあるのは「2万円」と、第6条中「2分の1」とあるのは「10分の10」と、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月22日から施行する。
- 2 平成27年度に補助対象事業を実施しようとする場合については、第7条中「前年度の市長の指定する期日」とあるのは「市長の指定する期日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。
- 2 令和5年度に町会館Wi-Fi設備整備事業を実施しようとする場合における第7条の規定の適用については、同条中「前年度の市長の指定する期日」とあるのは「市長の指定する期日」と読み替えるものとする。